

難病及び小児慢性特定疾病医療費自己負担額助成事業のご案内

難病及び小児慢性特定疾病医療費自己負担額助成事業とは

町内に住所を有し、埼玉県指定難病医療受給者証又は埼玉県小児慢性特定疾病医療受給者証（以下「県受給者証」という。※裏面参照）の交付を受けている方が、指定難病等医療において医療機関を受診したときの自己負担金についての一部を、町が助成する事業です。

申請方法

下記の書類をお持ちのうえ、川島町役場健康福祉課窓口にて申請をしてください。

1. 特定疾患等及び小児慢性特定疾患医療費一部負担金受給資格登録申請書（様式第1号）
2. 指定難病医療受給者証（コピー可）
3. 健康保険証（コピー可）
4. 口座振込依頼書（町に口座の登録がない場合）
5. 本人名義とわかる通帳（コピー可）

請求方法

特定疾患等及び小児慢性特定疾患医療費一部負担金請求書（様式第3号）に必要事項を記入し、指定難病医療自己負担上限月額管理票（黄色い手帳）のコピーを添付してご提出ください。

※特定疾患医療において医療機関を受診したときの一部負担金のみが対象です。

【お問い合わせ】

川島町健康福祉課 福祉グループ
埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
電話：049-299-1756（直通）
FAX：049-297-6087
メール：fukushi@town.kawajima.saitama.jp

<参考>

埼玉県難病相談・支援センター（利用時間：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時）

【医療相談】相談窓口：TEL 048-768-3351 FAX 048-768-2305

☆難病相談支援員が難病患者の皆さまやご家族の相談に応じ、情報提供や支援を行っています。

【生活相談】相談窓口：TEL&FAX 048-834-6674

☆ピアサポーター（難病患者やその家族など）が日常生活の相談やピア・カウンセリング、患者会の紹介を行っています。

<指定難病医療給付制度について（県事業）>

特定の疾患で治療を受けている方が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を、県が公費負担することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者さんの医療費の負担軽減を図るものです。

【対象者】

次の項目をすべて満たす方が対象となります。

- 1 指定難病にかかっている方（指定難病ごとの認定基準を満たす必要があります）
- 2 埼玉県内に住所がある方
- 3 提出した臨床調査個人票が厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾患研究の基礎資料として使用されることに同意している方

【申請方法】

保健所で必要な書類を受け取り、住所地を管轄する保健所へ提出してください（川島町の管轄保健所は東松山保健所です）。

【管轄保健所】

東松山保健所 〒355-0037 埼玉県東松山市若松町 2-6-45
電話：0493-22-0280（代表） Fax：0493-22-4251
※緊急を要する場合は電話でご連絡ください
開庁時間：月～金曜日 8時30分～17時15分
（土・日曜祝日及び年末年始はお休み）

<参考：必要書類>（必要書類を揃える前に、東松山保健所へご相談ください）

県ホームページからダウンロードできる様式もあります

- (1) 「指定難病の医療給付に係る支給認定申請書」
- (2) 「臨床調査個人票」（疾患ごとに様式が異なります）
※申請日以前3か月以内に作成されたもの
- (3) 世帯全員の「住民票」（続柄記載のあるもの）
※申請日以前3か月以内に作成されたもの
- (4) 高額療養費に係る所得区分照会に関する「同意書」
- (5) 高額療養費に係る所得区分照会に関する「必要書類」
- (6) 重症患者認定を同時に申請する場合には「重症患者認定申請書兼重症患者認定診断書」
- (7) 患者さんの「健康保険証の写し」